

千葉県屋外広告物条例施行規則の一部改正（概要）

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）及び同方針の運用（令和3年7月28日付け行革第459号・政法第477号）に基づき、本規則について所要の規定整備を行う必要があるため。

2 改正概要

- (1) 別記第一号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (2) 別記第四号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (3) 別記第四号様式の二から「㊟」を削り、注を削る。
- (4) 別記第五号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (5) 別記第九号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (6) 別記第九号様式の三から「㊟」を削る。
- (7) 別記第十一号様式から「㊟」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。
- (8) 別記第十二号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (9) 別記第十三号様式から「㊟」を削り、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。
- (10) 別記第十四号様式から「㊟」を削り、注2を削り、注1を注とする。
- (11) 別記第十五号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (12) 別記第十七号様式から「㊟」を削り、注2を削り、注1を注とする。
- (13) 別記第十八号様式から「㊟」を削り、注2を削り、注1を注とする。
- (14) 別記第十九号様式から「㊟」を削り、注2を削り、注1を注とする。
- (15) 別記第二十号様式から「㊟」を削り、注3を削る。
- (16) 別記第二十二号様式から「㊟」を削り、注を削る。
- (17) そのほか軽微な規定の整備を行う。

（条項ずれや字句修正、本則と様式名の齟齬の修正）

3 施行期日

令和4年4月1日